ACSES ニュースレター_２４７６号（2023 年 3 月 23 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇神戸市西区の冷蔵倉庫で火災報知器が作動、アンモニア検出　周辺に刺激臭広がる〈新聞報道〉
◇岡山県浅口市で段ボール製造会社の工場半焼　けが人なし〈新聞報道〉
◇日本産イチゴから再び基準値超え残留農薬検出＝2 ロット 89 キロ／台湾〈Web 報道〉
◇メルセデス・ベンツ　排ガス検査で不正疑い　違法な「無効化装置」使用か〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:長期使用のエアコンについての注意喚起、リコール製品で火災等(電気ストーブ(カーボンヒーター)、エアコン)〈消費者庁〉
・イチゴ大福で食中毒、食べた 36 人が嘔吐や下痢　大津市の菓子店が営業停止〈新聞報道〉
・京都大の 40 代准教授がセクハラ　スタッフ抱きしめ停職処分「激励の意味だった」〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・島根大の献体不適切処置問題で医学部長と教授を懲戒処分〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
□大災害、原発事故対策
・約2000万円の医薬品を転売し横領した罪　病院元薬剤科の男が初公判で起訴内容認める　検察「約2億7000万円の医薬品を持ち出していた」〈放送報道〉
・公害健康被害補償不服審査会の裁決について〈環境省〉
・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付額等の改定について〈環境省〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・福島原発の汚染水放出前からトラブル…測定用タンクに別の水が８トン流入〈Web報道〉
・避難指示の解除、正式決定　福島・浪江、富岡の復興拠点―政府〈Web報道〉
[原子力施設全般]
・六ケ所ウラン濃縮工場で軽油漏れ　周辺環境に影響なし〈新聞報道〉
・玄海原発3号機 プルサーマル中断へ 通常のウラン燃料に置き換える見通し【佐賀県】〈放送報道〉
・再び原発事故は起きないのか　「60年超運転」で真価問われる規制委〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[3] 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第 69 号）〈官報〉
[4] 農薬
◇「海外では 10 年で栽培面積がほぼ倍増」なのに、日本で「有機野菜」が流通量の 1%にも満たない“本当の理由”〈Web 報道〉
[5] 食品安全衛生関係
◇ストロング系飲料「問題飲酒」度合い２倍　アルコール依存症治療をアプリで支援〈新聞報道〉
◇世界の食品ロス、実は２倍以上多い可能性あり？〈Web 報道〉
[6] 温暖化対策関係
◇気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 6 次評価報告書（AR6）統合報告書の公表について〈文部科学省〉
◇IPCC「大幅削減の手段ある」　1.5 度目標、望みつなぐには〈新聞報道〉
[7] 調査、公募、意見募集等
［調査結果］　１件

辛夷（コブシ）

[8] その他省庁発表　　２件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　３件
[10] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：１件
[付録]
◇「海外では10年で栽培面積がほぼ倍増」なのに、日本で「有機野菜」が流通量の1%にも満たない“本当の理由”〈Web報道〉
◇小惑星りゅうぐうから有機化合物2種類検出、生命起源の可能性も〈Web報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇神戸市西区の冷蔵倉庫で火災報知器が作動、アンモニア検出　周辺に刺激臭広がる
＜神戸新聞　2023年3月21日＞　https://www.kobe-np.co.jp/news/jiken/202303/0016164977.shtml
　２１日午後１時ごろ、神戸市西区森友１の「岸本冷蔵」の冷蔵倉庫で、火災報知機が作動したのに気付いた警備会社が１１９番した。市消防局の消防隊員が駆け付けたところ火の手はなく、刺激臭がしたため調べるとアンモニアが検出された。冷媒として使っているアンモニアが漏れたとみられ、気体が倉庫内に充満。周辺にも刺激臭が漏れ、一時騒然となった。
　市消防局によると、人体や環境には影響ないといい、負傷者は確認されていない。漏えいの原因を調べている。

◇岡山県浅口市で段ボール製造会社の工場半焼　けが人なし
＜山陽新聞　2023年3月22日＞　https://www.sanyonews.jp/article/1376935
https://news.yahoo.co.jp/articles/fd39e16872b5639382d0ad55a518d18ed81e1c12
　22日午前0時15分ごろ、岡山県浅口市金光町占見、段ボール製造・神免紙器＝同所、中務浩明社長（50）＝の工場から出火、鉄骨2階を半焼した。けが人はなかった。
　玉島署によると、出火当時は無人だった。近所の女性（51）が炎に気付き、夫を通じて119番した。原因を調べている。
　同社では、昨年2月にも近くの倉庫が全焼する火災が起きている。

◇日本産イチゴから再び基準値超え残留農薬検出＝2ロット89キロ／台湾
＜フォーカス台湾　2023年3月22日＞　https://japan.focustaiwan.tw/society/202303220002
（台北中央社）衛生福利部（保健省）食品薬物管理署は21日、日本から輸入したイチゴ2ロットから基準値を超える残留農薬が検出され、水際検査で不合格になったと発表した。イチゴ89キロが全て積み戻しまたは廃棄処分される。今年に入り、残留農薬の基準値超えで不合格になった日本産イチゴは16件に上っている。
新たに不合格が公表されたのは、静岡県産64キロと熊本県産25キロ。静岡県産イチゴからは基準値を超える農薬ピフルブミドが、熊本県産イチゴからはクロルフェナピルがそれぞれ検出された。
同署によれば、前年度は日本産イチゴが不合格になる割合が例年より高かったため、今年度については昨年11月から抜き取り検査の割合を20～50%に引き上げた他、昨年末や今年初頭からは新たな業者が日本から輸入する

イチゴに対して全ロット検査を実施。昨年12月下旬には、不合格の原因や改善策などの説明を求める書簡を日本側に出した。日本側からは2月1日に回答があり、台湾の規定を満たすよう業者らに求める方針が伝えられた他、台湾がイチゴへの使用を認めていないクロルフェナピルとフロニカミドの2種類の農薬について、残留基準の設定を今後申請する考えが示されたという。

◇メルセデス・ベンツ　排ガス検査で不正疑い　違法な「無効化装置」使用か

＜AUTOCAR JAPAN　2023年3月22日＞　https://www.autocar.jp/post/917585

違法か否か　最終判断はドイツ裁判所へ

メルセデス・ベンツは排出ガス検査で「無効化装置」を使用した疑いがかけられている。

ECJ（欧州司法裁判所）は3月21日、メルセデス・ベンツが排出ガス検査において違法な「ディフィート・デバイス（無効化装置）」を使用したことにより購入者に損害が生じた場合、当事者に補償しなければならないという判決を下した。

この訴訟は、メルセデス・ベンツの中古車の所有者が、外気温が一定の基準値を下回ると排気再循環率が低下し、NOx（窒素酸化物）排出量が増加するという「ソフトウェア」を発見したことから、ドイツ連邦裁判所に持ち込まれたものだ。

ディフィート・デバイスは、排出ガス検査で実際よりも有利な結果を作るための装置またはソフトウェアのことを指す。ECJによれば、このような装置の使用は排出ガスに関する型式認定規則に違反するとともに、購入者に発行する適合証明書にも違反するという。

メーカーと購入者はこの適合証明書によってつながっている。このことからEU加盟国は、違反によって影響を受ける購入者に対して、メーカーからの補償を受ける権利を与えるよう求められている。

今回指摘されたメルセデス・ベンツのソフトウェアがディフィート・デバイスに該当するかどうか、また、その使用に正当な理由があるかどうかは、最終的にドイツの連邦裁判所が判断することになる。

ECJの判決では、同ソフトウェアが規則に違反し、購入者が対象車両を購入したことによって損害を被った場合、自動車メーカーは補償しなければならないとされた。EU加盟国は、該当する場合、その補償を独自に決定しなければならない。

英ロイター通信によると、メルセデス・ベンツの広報担当者はこの判決に対し、各加盟国の裁判所がECJの判決をどのように適用するかはまだわからないと述べている。

ドイツ連邦裁判所はこれまで、損害が故意である場合にのみメーカーに賠償を請求できるとし、当初の損害賠償請求を却下していた。

メルセデス・ベンツの広報担当者は、ソフトウェア更新のためにリコール対象となった同社の車両は、これまで通り制限なく使用できると話しているという。

AUTOCARはメルセデス・ベンツにコメントを求めている。

◇*その他の事故、事件*

・消費生活用製品の重大製品事故:長期使用のエアコンについての注意喚起、リコール製品で火災等(電気ストーブ(カーボンヒーター)、エアコン)

＜消費者庁　2023年3月22日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032594/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_230322_01.pdf

特記事項:

- 長期使用のエアコンについての注意喚起
- ゼネラルエアコン株式会社(現 株式会社デンソーエアクール)が製造し、日本電装株式会社(現 株式会社デンソー)が販売した電気ストーブ(カーボンヒーター)のリコール(回収・返金)
- 三菱重工業株式会社(現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社)が輸入したエアコンのリコール(無償点検・改修)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件

（うち石油給湯機付ふろがま１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：２件
（うち電気ストーブ（カーボンヒーター）１件、エアコン１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：５件
（うち電気冷凍庫１件、リチウム電池内蔵充電器１件、ウォーターサーバー１件、エアコン１件、ルーター（充電式）１件）

・イチゴ大福で食中毒、食べた 36 人が嘔吐や下痢　大津市の菓子店が営業停止
＜京都新聞　2023 年 3 月 21 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/992971
大津市は２１日、同市本丸町の菓子製造業「松田常盤堂」が作ったイチゴ大福を食べた同市などの計３６人が嘔吐（おうと）や下痢、発熱などの症状を訴え、うち１３人と従業員１人からノロウイルスが検出されたと発表した。市保健所は食中毒と断定し、同社を２２日まで２日間の営業停止処分にした。
市によると、発症者が食べた菓子は今月１４日に製造され、市内の幼稚園と中学校各１カ所に提供された。全員が軽症で快方に向かっているという。

・京都大の 40 代准教授がセクハラ　スタッフ抱きしめ停職処分「激励の意味だった」
＜京都新聞　2023 年 3 月 22 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/993427
京都大は 22 日、同じ研究室のスタッフにセクハラ行為などをしたとして、医学研究科の 40 代男性准教授を停職 6 カ月の懲戒処分にしたと発表した。処分は 15 日付。
京大によると、准教授は 2021 年 10 月～22 年 1 月、研究内容について話し合うためスタッフの自宅を訪問した際、突然抱きしめるなど複数の不適切な行為をしたとしている。
准教授はこのスタッフを学生時代から知っており、「本人を激励する意味だった」と話しているという。

◇***事故、事件の続報***

・島根大の献体不適切処置問題で医学部長と教授を懲戒処分
＜朝日新聞　2023 年 3 月 21 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR3N7JYLR3NPTIB00Y.html
島根大医学部で、献体された 50 人の遺体を不適切に保管していた問題で、同大は 20 日、医学部長を戒告とするなどの懲戒処分を発表した。
人事労務課によると、鬼形和道・医学部長を戒告、医学部の担当教授を減給 2 分の 1（3 カ月）とした。また、献体の保存処置を担当していた 30 代の技術専門職員を停職 3 カ月相当の処分としたが、すでに退職しているという。
医学部では昨年、解剖実習などのための 50 人の献体について、必要な防腐処置をしておらず、一部は身元も分からなくなっていたことが明らかになった。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・約 2000 万円の医薬品を転売し横領した罪　病院元薬剤科の男が初公判で起訴内容認める　検察「約 2 億 7000 万円の医薬品を持ち出していた」
＜RSK 山陽放送　2023 年 3 月 22 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/391069
勤務先の病院が所有する約 2000 万円の医薬品を転売するなどしたとして、業務上横領の罪に問われている男の初公判が、高松地裁で開かれました。
業務上横領の罪に問われているのは、KKR 高松病院の元薬剤科主任・三枝貢被告（46）です。
起訴状によりますと三枝被告は、元薬局長の眞鍋伸次被告と共謀し、去年 10 月から 11 月にかけて、病院の医薬品約 400 点・仕入れ価格にして約 2000 万円を転売するなどして横領した罪に問われています。
きょう（22 日）の初公判で三枝被告は、「間違いございません」と起訴内容を全面的に認めました。
検察の冒頭陳述によりますと、三枝被告らは 2018 年夏ごろから仕入れ価格にして約 2 億 7000 万円の医薬品を持ち出していたということです。

・公害健康被害補償不服審査会の裁決について

＜環境省　2023 年 3 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/110729_00005.html

公害健康被害補償不服審査会は「公害健康被害の補償等に関する法律」及び「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、令和５年３月 13 日付けで、８件の裁決を行いました。

１.「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく裁決４件

都道府県知事が行った、水俣病にり患した旨の認定を行わないとする処分を不服として審査請求されている事件４件。(詳細は添付資料参照)。

（１）　裁決年月日 令和５年３月 13 日（月）

（２）　裁決の内訳 審査請求の棄却　　４件

２.「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく裁決４件

独立行政法人環境再生保全機構が行った、指定疾病にかかった旨の認定を行わないとした処分を不服として審査請求されている事件２件及び申請中死亡者が認定を受けることができる者であったとの決定をしない旨の処分を不服として審査請求されている事件２件（詳細は、添付資料参照)。

（１）　裁決年月日 令和５年３月 13 日（月）

（２）　裁決の内訳 審査請求の棄却　　４件

【公害健康被害補償不服審査会について】

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 111 条に基づき、国家行政組織法第８条に位置づけられる審査機関として環境庁長官（当時）の所轄の下、昭和 49 年に設置。 委員は６人で構成され、衆参両院の同意を得て環境大臣が任命する。 次の行政処分に対する審査請求事件を取り扱い、その裁決は、原処分時に適用のあった行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 43 条第１項により、関係行政庁を拘束する。 なお、平成 28 年４月１日からの行政処分に対する審査請求事件については、その裁決は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 52 条第１項により、関係行政庁を拘束する。

（１）公害健康被害の補償等に関する法律に基づく都道府県知事等の認定又は補償給付の支給に関する処分。

（２）石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第４号）に基づく独立行政法人環境再生保全機構の認定又は救済給付の支給に関する処分。

・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付額等の改定について

＜環境省　2023 年 3 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01366.html

この度、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付に関し、障害補償標準給付基礎月額（告示)、遺族補償標準給付基礎月額（告示)、障害補償費の介護加算額(政令)、療養手当の額（政令）及び葬祭料の額（政令）を改定します。

また、大気汚染系疾病に係る被認定者の補償給付等に要する費用の財源に充てるため、一定のばい煙発生施設等設置者から徴収する汚染負荷量賦課金の単位排出量当たりの賦課金額（政令）についても改定します。

これらの政令・告示は、本年４月１日から施行されます。

１．障害補償標準給付基礎月額の改定（告示）

○　障害補償費は、公害健康被害の補償等に関する法律における被認定者に対し、その障害の程度に応じて月々支給されるもの。指定疾病により障害の状態にあることによる損害を填補することを目的とし、逸失利益の填補を中心としてこれに慰謝料的要素を加味している。

○　障害補償標準給付基礎月額は、上記障害補償費の算定の基準となる額。

（単位：千円）

	男子			女子		
年齢階層	令和４年度	令和５年度	増減率	令和４年度	令和５年度	増減率

35 ～ 39	294.4	296.7	0.8%	221.1	224.6	1.6%
40 ～ 44	317.3	318.8	0.5%	228.2	232.8	2.0%
45 ～ 49	338.4	336.6	△0.5%	230.9	233.7	1.2%
50 ～ 54	361.4	356.9	△1.2%	233.3	238.0	2.0%
55 ～ 59	355.5	354.5	△0.3%	228.6	233.0	1.9%
60 ～ 64	264.2	269.5	2.0%	194.0	197.7	1.9%
65 ～ 69	227.7	231.4	1.6%	179.2	182.8	2.0%
70 ～	213.4	217.2	1.8%	179.3	176.4	△1.6%
平均増減率	0.6%			1.4%		

男女計平均増減率　　1.0%

２．遺族補償標準給付基礎月額の改定（告示）

○　遺族補償費は、指定疾病に起因して死亡した被認定者と生計維持関係にある一定の遺族に対して、10 年を限度として月々支給されるもの。

○　指定疾病に起因して死亡した被認定者に遺族補償費の受給対象者がいない場合には、一定の遺族に対して遺族補償標準給付基礎月額の 36 か月分を限度として一時金が支給される（遺族補償一時金）。

○　遺族補償費及び遺族補償一時金はいずれも、指定疾病に起因して死亡したことによる損害を填補することを目的とし、被認定者の逸失利益相当分・慰謝料相当分、遺族固有の慰謝料相当分のもの。

○　遺族補償標準給付基礎月額は、遺族補償費及び遺族補償一時金の算定の基準となる額。

（単位：千円）

	男子			女子		
年齢階層	令和４年度	令和５年度	増減率	令和４年度	令和５年度	増減率
35 ～ 39	257.7	259.6	0.7%	193.4	196.5	1.6%
40 ～ 44	277.6	279.0	0.5%	199.7	203.7	2.0%
45 ～ 49	296.1	294.5	△0.5%	202.1	204.5	1.2%
50 ～ 54	316.2	312.3	△1.2%	204.1	208.2	2.0%
55 ～ 59	311.1	310.2	△0.3%	200.0	203.9	2.0%
60 ～ 64	231.2	235.9	2.0%	169.8	173.0	1.9%
65 ～ 69	199.3	202.5	1.6%	156.8	160.0	2.0%
70 ～	186.7	190.1	1.8%	156.9	154.4	△1.6%
平均増減率	0.6%			1.4%		

男女計平均増減率　　1.0%

３．介護加算額の改定（政令）

○　介護加算額は、常時介護を必要とする被認定者（特級患者）の介護に要する費用を填補することを目的としたもの。

令和４年度	令和５年度
46,100 円	46,200 円

４．療養手当の額の改定（政令）

○　療養手当は、被認定者の入通院に要する諸雑費等を填補することを目的としたもの。

	令和４年度	令和５年度
15 日以上	37,100 円	37,800 円
８～14 日	35,100 円	35,800 円
７日以下	25,700 円	26,200 円
15 日以上	25,700 円	26,200 円
４～14 日	23,700 円	24,200 円

５．葬祭料の額の改定（政令）

○　葬祭料は、被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、通常の葬祭に要する費用を填補することを目的としたもの。

令和４年度	令和５年度
670,000 円	683,000 円

６．汚染負荷量賦課金の単位排出量当たりの賦課金額の改定（政令）

○　補償給付等に要する費用のうち８割分(注)については、一定のばい煙発生施設等設置者から汚染物質の排出量に応じて汚染負荷量賦課金を徴収。

○　「単位排出量当たりの賦課金額」は汚染負荷量賦課金の算定の基礎となるもの。

(注)残りの２割分については自動車重量税収の一部が国から交付される。

（１）　過去分の単位排出量当たりの賦課金額

・　第一種地域の指定解除前５年間（昭和 57 年～61 年）の硫黄酸化物(SOx)の累積排出量に対して課される硫黄酸化物(SOx)１㎥N（立方メートルノーマル)当たりの賦課金額。

・　納付義務者全体で汚染負荷量賦課金として徴収すべき額の６割分（過去分賦課金額）を負担。

（硫黄酸化物(SOx)１㎥N 当たり）

令和４年度	令和５年度
43 円 73 銭	41 円 48 銭

（２） 現在分の単位排出量当たりの賦課金額

・ 令和４年中の SOx 排出量に対して課される硫黄酸化物(SOx) １㎥N（立方メートルノーマル）当たりの賦課金額。

・ 納付義務者全体で汚染負荷量賦課金として徴収すべき額の４割分（現在分賦課金額）を負担。

（硫黄酸化物(SOx) １㎥N 当たり）

ブロック*	令和４年度	令和５年度
大阪	1,991 円 75 銭	1,808 円 92 銭
東京	1,347 円 36 銭	1,223 円 68 銭
千葉 神戸	1,230 円 20 銭	1,117 円 27 銭
名古屋	1,171 円 62 銭	1,064 円 07 銭
富士 四日市 岡山 福岡	878 円 72 銭	798 円 05 銭
その他地域	130 円 18 銭	118 円 23 銭

＊ 各ブロックは、旧第一種指定地域を近接する地域ごとにまとめたものである

□*大災害、原発事故対策*

［福島原発事故］

・福島原発の汚染水放出前からトラブル…測定用タンクに別の水が８トン流入

＜the Hankyoreh 2023 年 3 月 22 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/26d88f449ef03172824333f16bd1df122bdc5426

重要な作業で問題生じたが 東電「放出時期への影響はない」

日本が東京電力福島第一原発の汚染水の海洋放出のために主要な設備の稼動を始めた中、最初から問題が発生した。汚染水の汚染程度を測定するために保管していた水に他の水が混ざってしまったという。

同原発を運営する東京電力は、放射性物質汚染水の浄化濃度を確認するために（多核種除去設備（ALPS）で処理した）汚染水を入れておいたタンクに別のタンクの水が流入したことを発表したと、朝日新聞など日本メディアが 21 日付で報じた。東京電力は福島原発敷地内のタンクに保管している汚染水の放射性物質濃度を法的基準値以下に下げた後、今夏から 30 年かけて海に放出する予定だ。これに先立ち、汚染水に放射性物質がどれだけ残っているかを測定している。放出を進める上で最も重要な作業だ。

東電は汚染水タンクを 10 基ずつ、受け入れ・測定・放出の 3 つの群に分けて汚染水放出作業を進める計画だ。ところが、この過程で測定群ではないタンクから水が 8 トンほど流出したことが発見された。測定対象ではないタンクの汚染水が測定用のタンクに流入したのだ。タンクをつなぐ配管の電動弁が完全に閉まっていなかったことが原因とみられる。東電は朝日新聞に「その時に放出しようとする水だけを（放射性物質の汚染濃度を）分析

することが大事で、混ざってしまうのは問題なので運用面の見直しを検討する。放出時期への影響はないと考えている」と述べた。

日本政府は、福島原発敷地内にあるタンクに保管している汚染水を海の近くまで運ぶ配管工事などを６月までに終える予定だ。この作業が終われば海への放出が始まる。

岸田文雄首相は16日の韓日首脳会談で、尹錫悦（ユン・ソクヨル）大統領に対し、福島原発汚染水の放出に協力してほしいと述べたことが確認された。ある与党関係者は本紙に対し、「岸田首相が韓日首脳会談で尹大統領に『処理水放出施設の工事が終わったら（放出に）協力してほしい』と話した」とし、「尹大統領は『汚染水排出は国際規定を守らなければならず、これを確認する過程で韓国の専門家や機関が参加しなければならない』という趣旨で答えた」と伝えた。

・避難指示の解除、正式決定　福島・浪江、富岡の復興拠点―政府

＜時事通信　2023年3月22日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2914245

政府の原子力災害対策本部（本部長・岸田文雄首相）は２２日、東京電力福島第１原発事故に伴う帰還困難区域のうち、福島県浪江、富岡両町の「特定復興再生拠点区域」（復興拠点）の避難指示解除を正式決定した。浪江町は３１日、富岡町は４月１日にそれぞれ解除となる。

住民の居住が可能となるのは、浪江町で約６６１ヘクタール、富岡町で約３９０ヘクタールの復興拠点。居住に向け自宅などで寝泊まりできる「準備宿泊」の登録者は１９日時点で、浪江町で１１世帯２１人、富岡町で２６世帯５４人となっている。

県内６市町村に設定された復興拠点は、昨年６月に葛尾村と大熊町、同８月には双葉町で避難指示が解除された。今春には飯舘村でも解除が予定されている。

[原子力施設全般]

・六ケ所ウラン濃縮工場で軽油漏れ　周辺環境に影響なし

＜デーリー東北　2023年3月21日＞　https://www.daily-tohoku.news/archives/156994

https://news.yahoo.co.jp/articles/edce6ee7e969bf13a0da57b1db57e8cdd6a60916

日本原燃は21日、六ケ所村のウラン濃縮工場付近で、軽油タンクと非常用ディーゼル発電機をつなぐ屋外の配管から軽油0・25リットルが漏れるトラブルがあったと発表した。現場は放射線管理区域外で、周辺環境への影響はないとしている。原因は調査中。

発生は20日。現場周辺を巡回していた警備員が午後9時10分ごろ、配管から軽油が漏れ、流出防止のために設置している堰にたまっているのを確認した。

タンクや配管は、ウラン濃縮工場が操業を始める前の1990年ごろに設置された。昨年10月の点検では異常はなかったという。

軽油タンクと非常用ディーゼル発電機をつなぐ配管は2系統あり、現在は軽油が漏れた1系統の使用を中断。発生箇所の特定や原因調査を進めている。

原燃はトラブルを確認してから約50分後、重要度が最も高い「A情報」として関係機関に情報を提供。県は現地に職員を派遣するとともに、原因と対策の詳細な報告を求めた。

濃縮工場は2017年からトラブルなどで、運転を一時停止しており、原燃は5月の生産運転再開を目指す。再開に向けた耐震補強工事などへの影響はないとしている。

・玄海原発3号機 プルサーマル中断へ 通常のウラン燃料に置き換える見通し【佐賀県】

＜サガテレビ　2023年3月22日＞　https://www.sagatv.co.jp/news/archives/2023032212736

https://news.yahoo.co.jp/articles/7ade960c1983c1245b4a8645472450b6ff659c71

九州電力・玄海原子力発電所の3号機が、今年11月の定期検査でプルサーマル発電を中断しすべて通常のウラン燃料に置き換わる見通しになりました。

プルサーマル発電とは資源の有効活用を目指し始まったもので、使用済み燃料から取り出したウランやプルトニウムを再利用して作る、MOX燃料を使って行われます。

一方、MOX 燃料の加工は海外に依存しているのが現状で、九州電力はフランスで 36 体を作り 2009 年に玄海原発 3 号機に搬入、国内初のプルサーマル発電が始まりました。
ただ、これまで新たな燃料の加工は行われず、現在原子炉に入っている 4 体で保有していたすべてを使い切るということです。
九州電力は今年 11 月から始まる定期検査で 4 体を取り出し、通常のウラン燃料に置き換える計画ですが、同じ時期にフランスでの新たな MOX 燃料の加工を始め、2026 年度以降再びプルサーマル発電を行う計画にしています。

・<u>再び原発事故は起きないのか　「60 年超運転」で真価問われる規制委</u>
＜朝日新聞　2023 年 3 月 22 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR3N6KJPR38ULBH00H.html
　原発の 60 年超運転に向け、原子力規制委員会が所管する原子炉等規制法（炉規法）の改正法案が閣議決定された。2011 年 3 月の東京電力福島第一原発事故を受けて定められた運転期間のルールの転換。再び事故が起きないのか、規制委の真価が問われる。
　原則 40 年、最長 60 年という原発の運転期間は、原発事故後に安全規制の柱として導入された。炉規法を含む法改正案では、原則 40 年最長 60 年の骨格は維持しつつ、規制委の審査などで停止した期間を「運転期間」に含めないことで延ばす。規制委は、停止期間を除かず、運転開始から 30 年を起点に 10 年を超えない期間ごとに設備の劣化具合を審査する仕組みになるという。

失われる事故の教訓　運転延長の原発審査ルール、規制委が骨子案決定
＜朝日新聞　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDP6JQ4QDJULBH00F.html

　この制度の転換をめぐり、委員間の認識の違いが浮かび上がった。
運転期間は安全規制か　委員間の認識の違いが浮き彫りに
　2 月 13 日夜、炉規法から運転期間の規定を削除する法改正案を了承するかどうかを話し合った臨時の会合で、石渡明委員は「運転期間を法律（炉規法）から落とすことは安全側への改変とは言えない」と述べた。同 8 日の会合でも石渡委員が反対し、判断が先送りされていた。
　石渡委員は地震や津波の審査の担当。運転期間と安全規制を切り離すべきではないという立場を取る。事業者側の対応の遅れなどで審査が長引いた場合でも、その期間は運転期間から除外されることになる。これまでも石渡委員は「原則 40 年最長 60 年でこれ以上運転できないとなっていたのに、（改正案の）法文だけ読めば無限に延ばせる」と指摘し、制度の転換を問題視してきた。
　結局、山中伸介委員長が「根本が食い違ってしまった」と発言し、多数決をとることを提案。石渡委員が反対し、ほかの 4 人の委員が賛成する 4 対 1 で法改正案を了承した。

賛成の委員からも「違和感」　規制委が異例の多数決で原発新ルール
＜朝日新聞　2023 年 2 月 14 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASR2F7KVZR2FULBH005.html?iref=pc_extlink

　根本の食い違いとはいったい何なのか。
　山中委員長は「運転期間は安…
****
[2] *<u>[特集] 新型コロナウイルス感染症</u>*
[状況]
<u>◇省庁発表</u>
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について　（検疫）
＜厚生労働省　2023 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=P9uzoPPfUCBIVdutY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年３月 22 日版）

＜厚生労働省　2023 年 3 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yy9HVAcrpNS8oS5ZY
****

[3] 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第 69 号）

［官報］　令和5年3月23日　号外　第57号　10～11頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230323/20230323g00057/20230323g000570010f.html

[あらまし]

◇労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第六九号）（厚生労働省）

一　労働安全衛生法施行令の一部改正関係

１　厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械の追加

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他厚生労働省令で定めるものに限る。以下同じ。）を、その譲渡、貸与又は設置に際して厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければならない機械に追加することとした。（第一三条第五項関係）

２　型式検定を受けるべき機械の追加

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を、その製造又は輸入に際して厚生労働大臣の登録を受けた者が行う型式についての検定（以下「型式検定」という。）を受けなければならない機械に追加することとした。（第一四条の二第一四号関係）

二　労働安全衛生法関係手数料令の一部改正関係

１　型式検定の手数料

国が行う防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定の手数料を次のように定めることとした。（別表第三第一四号関係）

(一)　新規検定

(1)　吸収缶のみについて型式検定を受ける場合

防じん機能を有するもの一件につき一、一八八、八〇〇円

防じん機能を有しないもの一件につき一、一五四、九〇〇円

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合

防じん機能を有するもの一件につき一、二二七、五〇〇円

防じん機能を有しないもの一件につき一、二〇二、二〇〇円

(二)更新検定　一件につき二二、一〇〇円

２　型式検定の手数料の加算

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定の申請があった場合において、厚生労働大臣は、当該型式の器具を製造し、及び検査する設備等が厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかを審査するためその職員をして当該設備等の所在地に出張させる必要があると認めたときは、当該検定の申請をした者にその旨を通知するものとし、当該通知を受けた者が納付しなければならない手数料の額は、１の金額に、審査旅費相当額等の合計額として厚生労働大臣が通知した金額を加算した金額とすることとした。（第五条の二第一項関係）

三　施行期日等

１　経過措置

令和六年一〇月一日前に製造され、又は輸入された防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具については、一の１を適用しないものとし、また、一の２の型式検定を受けることを要しないこととした。（附則第二項及び第三項関係）

２　施行期日

この政令は、令和五年一〇月一日から施行することとした。

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和５年３月 23 日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第 69 号

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十四条の二第一項、第百十二条第一項及び第百十三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（労働安全衛生法施行令の一部改正）

第一条　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項の表に次のように加える。

法別表第二第十六号に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具	ハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるもの以外の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

第十四条の二第十三号を次のように改める。

十三　防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

第十四条の二に次の一号を加える。

十四　防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他厚生労働省令で定めるものに限る。）

（労働安全衛生法関係手数料令の一部改正）

第二条　労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「又は第十三号」を「、第十三号又は第十四号」に改める。

別表第三中「第五条」の下に「、第五条の二」を加え、同表第一号中「シヤー」を「シャー」に改め、同表第十三号中「電動ファン付き呼吸用保護具」を「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（次号に掲げるものを除く。）」に改め、同号の次に次のように加える。

十四　防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具	
⑴　新規検定	
㈠　吸収缶のみについて型式検定を受ける場合	
防じん機能を有するもの	一、一八八、八〇〇
防じん機能を有しないもの	一、一五四、九〇〇
㈡　㈠に掲げる場合以外の場合	
防じん機能を有するもの	一、二二七、五〇〇
防じん機能を有しないもの	一、二〇二、二〇〇
⑵　更新検定	二二、一〇〇

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和五年十月一日から施行する。

（譲渡等の制限等に関する経過措置）

２　第一条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（次項において「新令」という。）第十三条第五項の表法別表第二第十六号に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具の項の下欄に規定するハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるもので、令和六年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法（次項において「法」という。）第四十二条の規定は、適用しない。

（型式検定に関する経過措置）

３　新令第十四条の二第十四号に掲げる機械等で、令和六年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、法第四十四条の二第一項の型式検定を受けることを要しない。

厚生労働大臣　　加藤　勝信

内閣総理大臣　　岸田　文雄

****

[4] ***農薬***

◇「海外では 10 年で栽培面積がほぼ倍増」なのに、日本で「有機野菜」が流通量の 1%にも満たない“本当の理由”

＜文春オンライン　2023 年 3 月 22 日＞　https://bunshun.jp/articles/-/61338

-----＞ 末尾［付録］

****

[5] *食品安全衛生関係*

◇ストロング系飲料「問題飲酒」度合い２倍　アルコール依存症治療をアプリで支援

＜京都新聞　2023 年 3 月 21 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/992885

◇世界の食品ロス、実は２倍以上多い可能性あり？

＜YAHOO!JAPAN ニュース　2023 年 3 月 22 日＞　https://news.yahoo.co.jp/byline/iderumi/20230322-00341782

****

[6] *温暖化対策関係*

◇気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 6 次評価報告書（AR6）統合報告書の公表について

＜文部科学省　2023 年 3 月 22 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agqFadaPanoLwobH

令和 5 年 3 月 20 日

文部科学省
農林水産省
経済産業省
気象庁
環境省

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 58 回総会が令和 5 年 3 月 13 日（月曜日）から 3 月 20 日（月曜日）にかけて、インターラーケン（スイス連邦）で開催され、IPCC 第 6 次評価報告書（AR6）統合報告書の政策決定者向け要約（SPM）が承認されるとともに、同報告書の本体が採択されました。

概要

IPCC 第 58 回総会が、令和 5 年 3 月 13 日（月曜日）から 3 月 20 日（月曜日）にかけてインターラーケン（スイス連邦）で開催され、平成 26 年の第 5 次評価報告書（AR5）統合報告書以来 9 年ぶりとなる、AR6 統合報告書の政策決定者向け要約（SPM）が承認されるとともに、同報告書の本体が採択されました。

IPCC は、統合報告書の SPM を 3 月 20 日（月曜日）22 時（日本時間）に公表しました。

統合報告書の SPM の概要（各セクション冒頭のヘッドライン・ステートメントの暫定訳）は、添付資料を御覧ください。

今回承認された AR6 統合報告書の SPM については、日本政府において日本語訳を作成し、4 月下旬をめどに環境省のウェブサイトにて公開する予定です。

IPCC 第 58 回総会の概要

・開催期間：令和 5 年 3 月 13 日（月曜日）から 3 月 20 日（月曜日）までの 8 日間
　※当初の予定では 3 月 17 日（金曜日）までの 5 日間
・開催場所：インターラーケン（スイス連邦）
・出席者：各国政府の代表を始め、国連環境計画（UNEP）や国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局などの国際機関等から 650 名以上が出席。我が国からは、環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、気象庁などから計 16 名が出席。

その他

統合報告書の公表をもって第 6 次評価サイクルは終了となります。第 6 次評価報告書の取りまとめに当たり、関係省庁の連携により IPCC 国内連絡会を組織し、活動の支援を行ってきました。また政府としても、政府査読や総会における議論などに積極的な貢献を行ってきました。

今後、本年 7 月の第 59 回総会において新しい議長団の選挙が行われ、第 7 次評価サイクルが始まる予定です。

（別添）IPCC_AR6 統合報告書の政策決定者向け要約（SPM）の概要
https://www.mext.go.jp/content/20230320-mxt_kankyou-000028318_1.pdf

---

◇IPCC「大幅削減の手段ある」　1.5 度目標、望みつなぐには

＜朝日新聞　2023 年 3 月 21 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR3N75DZR3NULZU00P.html

国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が 20 日公表した統合報告書でこれまで以上に危機感を打ち出した。一方で、温室効果ガスを大幅に削減する手段をすでに手にしているとも指摘。この 10 年間の行動が、人類と地球の未来を決めるという。

報告書は、改めて温室効果ガス排出量が増えるほど温暖化が進むことを強調。世界で稼働または計画中の化石燃料インフラを使い続けると、気温上昇が 2 度を超える恐れがあるという。2 度は温暖化対策の国際ルール「パリ協定」で掲げる目標だが、各国が提出している温暖化対策目標を達成しても 2・8 度上昇に達する可能性が大きいとする。

IPCC はこれまでも警告を発してきた。しかし現実と落差がある。新型コロナからの回復で景気が復調。ウクライナ侵攻などによるエネルギー危機で欧州を中心に各地で一時的に石炭火力を稼働させる動きがある。国際エネルギー機関（IEA）によると、昨年の二酸化炭素（CO2）排出量は過去最多になった。国内でも停止していた石炭火力発電の再稼働が進む。中国は、再生可能エネルギーとともに国内の石炭を使った石炭火力の増設に走る。英シンクタンク「E3G」によると、世界の将来の石炭火力の計画のうち 72%分を中国が占める。米環境 NGO「世界資源研究所」は「今後数年間で化石燃料からの抜本的なシフトがなければ、世界は 1・5 度の目標を吹き飛ばす」と危機感をあらわにする。

報告は温暖化が進むほど、「損失と被害が拡大する」と危機感を示す。食糧や水不足が増えるが、感染症の世界的流行や紛争などと重なるとより事態は難しくなる。

水害や海面上昇は堤防などの治水対策で一定のリスクを減らせるが、「適応」には限界がある。すでに熱波や豪雨などの極端現象が増え、陸や海の生態系に相当な被害をもたらした。世界の食糧生産に悪影響を及ぼし、酷暑の増加で死亡率が増えているという。

一方で、報告書は「まだ達成の道はある」と希望を残す。再生可能エネルギーや省エネ対策など 100 ドル以下の対策を活用するだけで、2030 年までに排出量を半減できるという。太陽光のコストは 10 年から 19 年にかけて 85%、風力は 55%、電気自動車に欠かせないリチウムイオン電池は 85%安くなった。効果的な対策は「政治の関与、制度、法律、政策、資金や技術によって可能になる」としている。規制・経済的手段として、二酸化炭素排出への価格付け（カーボンプライシング）や、化石燃料への補助金の撤廃などに言及した。

国連のグテーレス事務総長は主要国に対し、温室効果ガスの排出削減目標を年内に更新するよう呼び掛けた。「年末の国連の気候変動会議（COP28）までに、すべての主要 20 カ国・地域（G20）のリーダーが野心的な新しい目標を約束することを期待する」。温暖化に大きな責任を負っている先進国には、2040 年までに実質排出ゼロを前倒しするよう求めた。

先進 7 カ国（G7）のうち…

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[調査結果]

◇令和 4 年度「学術情報基盤実態調査」の結果報告について

－大学における大学図書館及びコンピュータ・ネットワーク環境の現状について－

＜文部科学省　2023 年 3 月 22 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agqFadaPanoLwobI

文部科学省では、国公私立大学の大学図書館やコンピュータ・ネットワーク環境の現状を明らかにし、その改善・充実への基礎資料とするため、平成 17 年度から学術情報基盤実態調査を毎年調査しています。

このほど、令和 4 年度の調査結果を取りまとめたので、お知らせします。

調査結果の主なポイント

大学図書館編

令和 3 年度の図書館資料費は 705 億円であり、前年度より 1 億円減少。そのうち、紙媒体の資料（図書と雑誌

の合計）に係る経費は231億円であり、前年度より10億円減少した。また、電子媒体の資料（電子ジャーナルと電子書籍の合計）に係る経費は357億円であり、前年度より3億円増加した。

オープンアクセスポリシー(自大学の研究成果等のコンテンツを、オープンアクセスにすることについて定め、明文化した方針）を策定している大学は140大学（17.3%）であった。

コンピュータ及びネットワーク編

学内ネットワーク（学内LAN）を有する811大学のうち、通信速度10Gbps以上の回線を整備している大学は352大学（43.4%）となり、前年度より40大学増加。また、対外接続を行っている811大学のうち、通信速度10Gbps以上の回線を整備している大学は301大学（37.1%）となり、前年度より65大学増加した。

研究データポリシー（研究データの管理と利活用について、組織として策定した方針）を策定している大学は207大学（25.5%）であった。

令和4年度「学術情報基盤実態調査」について（概要）

https://www.mext.go.jp/content/20230322-mxt_jyohoka01-000028415.pdf

令和4年度学術情報基盤実態調査

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400601&tstat=000001015878

****

[8] ***その他省庁発表***

◇水道法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第25号）

［官報］ 令和5年3月22日　本紙　第941号　2頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230322/20230322h00941/20230322h009410002f.html

改正された条文：（水道施設の維持及び修繕）第十七条の二

◇植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第15号）

［官報］ 令和5年3月22日　号外　第56号　41～43頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230322/20230322g00056/20230322g000560041f.html

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和４年度第１回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会の開催について　　３月24日

＜環境省　2023年3月22日＞　https://www.env.go.jp/chemi/gas_inform/press/20230324.html

（１）　神奈川県平塚市における地下水モニタリング調査等について

（２）　茨城県神栖市における地下水モニタリング調査について

（３）　その他

・科学技術・学術審議会（第70回）配布資料　　3月23日

＜文部科学省　2023年3月22日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agqFadaPanoLwobJ

1. 会長及び会長代理の選出等について（非公開）
2. 部会及び委員会の設置について（非公開）
3. 総会の議事運営について
4. 最近の科学技術・学術の動向について
5. 第12期の活動について
6. その他

・第11回　医薬品等行政評価・監視委員会資料　　３月23日

＜厚生労働省　2023年3月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=P9uwPMzbgdE5N7CtY

****

[10] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・マールブルグ病で５人死亡 タンザニア
＜AFP＝時事　2023 年 3 月 22 日＞　https://www.afpbb.com/articles/-/3456525
　タンザニアで５人の死者を出していた謎の病気が、エボラ出血熱に類似するマールブルグ病と特定された。同国保健省が 21 日、発表した。
　マールブルグ病は、エボラウイルスと同じ仲間のフィロウイルスへの感染により発症し、高熱や出血、臓器不全を引き起こす。世界保健機関（WHO）によると、致死率はウイルス株と患者管理によって異なり、過去の感染発生では 24％から 88％まで幅があった。
　タンザニア当局は先週、ウガンダと国境を接する北西部カゲラ（Kagera）州で発生した謎の病気を調べるため、緊急対策チームを派遣していた。
　ウミー・ムワリム（Ummy Mwalimu）保健相は、政府が感染の封じ込めに成功しているとして、国民に対して冷静な対応を要請。現在、患者３人が病院で治療を受けており、当局が接触者 161 人の追跡を進めていると説明した。

・リトアニアからの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2023 年 3 月 22 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230322.html
---

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

・EV バッテリーのリサイクルを変える新素材、米研究所が開発
＜Forbes JAPAN　2023 年 3 月 22 日＞　https://forbesjapan.com/articles/detail/61772
リチウムやニッケル、コバルトなどのレアメタル（希少金属）が世界的に不足する中、電気自動車（EV）や家電製品に使われるリチウムイオン電池のリサイクルが急務となっている。従来のリサイクル技術では有害物質の発生が課題だったが、米ローレンス・バークレー国立研究所の科学者たちは、この問題に対する解決策を見つけたという。
同研究所が開発した新素材を使えば、水だけでリチウムイオン電池のセルをリサイクルできるという。これにより、バッテリーのリサイクルがより安価で安全なものになることが期待される。
リチウムイオン電池のセルは、電気を流す正極と負極を、接着剤のようなバインダーで固定している。同研究所が開発した素材は、市販されている２種類のポリマーから作った「クイックリリース」型のバインダーで、水酸化ナトリウムを含む室温のアルカリ水に浸すと溶けるという。
希少金属はこの溶液を濾過して回収し、空気乾燥させる。この方法であれば、焼却処理によって有害物質を放出する心配がない。
ローレンス・バークレー研究所は、既にオレゴン州ベンドに本拠を置くリサイクルスタートアップ「Onto Technologies」と商業テストを開始している。同研究所のシニア・サイエンティストであるガオ・リュウ（Gao Liu）によると、順調に進めば、2～5 年以内にこの新しい結合材をリチウムイオン電池に用いることが可能になるという。
テスラの共同創業者である JB・ストラウベル（JB Straubel）率いるレッドウッド・マテリアルズ（Redwood Materials）や、トロント本拠のライ・サイクル（Li-Cycle）は、北米に大規模なリサイクル施設を建設するために数十億ドルを調達しており、EV バッテリーの製造に必要な汎用金属の主要サプライヤーになることを目指している。
GM やフォード、テスラ、トヨタ、現代自動車、パナソニックなどの企業は、数年以内に新たなバッテリー工場を立ち上げる計画であり、リサイクル企業の取組みは非常に重要だ。
「今後 10 年間でリチウムイオン電池の生産量は年率 30%ほどのペースで増える見込みだ。電池リサイクルも 10 年で非常に大きなビジネスに成長することが期待できる」とリュウは話す。
■従来の 10 分の 1 のコスト
リチウムイオン電池は、排ガスや気候温暖化の原因となる炭素の排出をなくす点で優れているものの、焼却すると有害物質が発生する。例えば、テスラのバッテリーパックが燃えると、ポリフルオロアルキル化合物（PFAS）などの有害物質が発生し、人体にさまざまな健康被害を及ぼす可能性がある。これに対し、ローレンス・バーク

レー研究所が開発したバインダーには、PFAS は含まれない。
「PFAS を含まないバインダーの開発は困難だったが、未来にとって非常に重要なことだ。PFAS は健康への影響が指摘されており、近い将来、規制当局もこれらの化学物質の規制に賛同するだろう」と、Onto Technologies のスティーブ・スループ（Steve Sloop）CEO は声明で述べている。
ローレンス・バークレー研究所によると、このバインダーの価格は、現在最も広く使用されている 2 種類の製品の約 10 分の 1 だという。研究チームは、この素材が EV 用以外にも、携帯電話向けの小型なものから、電力会社が蓄電に使用する大型なものまで、あらゆるサイズのバッテリーに使用できると考えている。

◇*その他*
・静大・浜松医大統合再編問題　浜松医大・今野学長「静岡側で議論がなされていない」と指摘「これ以上の遅れは地域貢献の大きなチャンスを逸する」
＜静岡朝日テレビ　2023 年 3 月 22 日＞　https://look.satv.co.jp/_amp/_ct/17615831
静大浜松キャンパスと浜松医科大学が開いたシンポジウムで、浜医大の学長は統合再編について「静岡側で議論がなされていない」と指摘しました。
シンポジウムでは魅力ある法人を目指すため 1 法人 2 大学案による早期の再編・統合の考えが説明されました。
浜松医大 今野弘之学長:
「再編した静岡地区大学は、どのような将来を展望できるのかという議論が、残念ながらほとんど　行われていない。（これ以上の遅れは）地域貢献の大きなチャンスを逸することになることを危惧する」
静大・日詰学長が提案した 1 大学 1 法人案について浜松キャンパスの川田善正理事は「学長の私案に関してはコメントする立場にない」としています。
****
[付録]
◇「海外では 10 年で栽培面積がほぼ倍増」なのに、日本で「有機野菜」が流通量の 1%にも満たない“本当の理由”　*上記［4］関係*
＜文春オンライン　2023 年 3 月 22 日＞　https://bunshun.jp/articles/-/61338
「虫が死んじゃうわけだからね」
成田空港にも近い千葉県北部。見渡すかぎり灰褐色の畑が広がっていた。知人の農業関係者が運転する軽四輪は農道を駆け抜けると、一軒の家の前で止まった。ニンジンを中心に「慣行栽培」をしている農家だ。農薬や化学肥料を使わない「有機栽培」に対して、農薬や化学肥料を使う栽培法を「慣行栽培」という。
長年、私は農薬の害について取材を重ねてきた。病害虫を殺し、雑草を枯らす農薬が、人間の健康に良いと思う人はいないだろう。日本人の多くは安心安全な食品を求めているのに、国産の有機野菜は出回っている量の 1%にも満たない。なぜなのか。その背景には、消費者には伝わってこない生産者の事情があるのではないか。東北から九州まで、畑を見ながら生産者の声に耳を傾けた。
まず訪ねたのが、巨大な消費地を抱える首都圏の農家だ。開口一番、農薬を手放せない理由は「連作障害だ」と言う。毎年、同じ畑で同じ作物を植えると土壌のバランスが崩れて病原菌などが増え、野菜が育ちにくくなることを連作障害という。これを抑えるのに農薬で土壌を消毒する。ただし、土壌消毒によく使われる農薬のクロロピクリンは、EU で禁止されているほど毒性が強いことは、消費者はもちろん農家にもあまり知られていないという。
「農薬を使わないと、市場が求める規格に合わないものができて安く買いたたかれるし、量が揃わなければ他の産地にシェアを奪われる。だから無理して使っているんです。土地を休ませればいいけど、耕地に余裕がないから無理でしょうね」
――連作するとどうなるんですか？
「ニンジンに黒いシミのようなものが出ます。食べても味は変わりませんが、シミが 1 個か 2 個だと見た目が悪いということで、等級が下がって買い叩かれ、3 個以上なら捨てています。出荷する野菜には形や重さに細かい規格がありますから、つい農薬を使ってしまうんです」
連作がやめられない理由には機械化もあるという。農機具はとにかく値が張る。ベンツを買うほどの値段は当

たり前の世界だ。人手が足りないから機械に頼り、その機械に合わせた単一品種を大規模に作付けするようになる。農作物を工業製品のように大量生産すると、どうしても病気など歪みが生まれるのだろう。

「前は畑で掘ったニンジンを箱詰めしていましたが、今は機械で掘ってフレコンという巨大な袋に落とします。落とす衝撃で割れるから、硬いニンジンを植えていますが、味は良くない。おいしい品種を作りたいのに、借金して機械に投資しているので、そうせざるを得ないんです」

――農薬についてはどんな思いで使っていますか？

「安全だと言われても、虫が死んじゃうわけだからね。体にいいとは思いませんが、基準値内で使用すれば安全だと思っています」

案内してくれた農業関係者が農協の作成したA4判の冊子を見せてくれた。野菜の栽培マニュアル、というか虎の巻である。どんな農薬をいつどれくらいの量を散布すればいいか懇切丁寧に綴られている。ニンジンはやはり土壌消毒から始めるようだ。ふる回数がもっとも多いのはナスで、冊子の指示通りなら年間に60回も農薬を撒くことになる。

「こんなに使っているんですか」と思わず声をあげる。「そうだよ、知らないのは消費者だけ」と、知人はそっけなく言った。「書いてある通りにするわけじゃないけどね」と笑うが、半分でも不安になりそうだ。この農薬が作物に残っていれば、私たちは農薬を食べることになる。

神経系に働く最新の農薬

農薬の毒性で頭に浮かぶのは、おそらく「中国製毒ギョーザ事件」のような中毒症状ではないだろうか。戦後普及した「化学合成農薬」は当初、DDTなどの有機塩素系だったが、毒性が強くて70年代にほぼ使用禁止になった。代わって昆虫の神経系に働いて殺す有機リン系が登場し、90年代になると、さらにその効果が増強されたネオニコチノイド系農薬（ネオニコ）が登場する。

この農薬はどういう毒性なのか。ネオニコの研究では世界でもトップレベルの研究者である、神戸大学大学院農学研究科の星信彦教授に聞いてみた。

「医薬品も農薬も人に摂取されることが前提ですが、医薬品は実験動物と人とで安全性試験があるのに対し、農薬は動物でしか試験ができません。なぜなら農薬は『毒』だからです。人間で試験できないのですから、口が裂けても農薬は安全だなんて言ってはいけないのです」

農薬は、動物に投与しても毒性が見られない「無毒性量」の数値を定め、そこから食品に残留する基準値を決めている。その無毒性量をマウスに投与すればどうなるか……。

「ちょっとした環境の変化で不安になってマウスがチッチッチと鳴いたり、異常行動をとります。特に思春期のマウスを使うとこの障害が大きく出ます。また、腸内細菌叢を変えて免疫の暴走を制御する細胞を減らしてしまうので、自己免疫性疾患やアトピーなどアレルギーにつながる可能性があります。昔の農薬と違い、飲んで死ぬようなことはないですが、障害が目に見えにくいのです」

そんなデータがあるなら、なぜ問題にならないのだろうか。

「メーカー側の試験方法は我々とちがい、OECD試験ガイドラインという発展途上国でもできる古くて限定的な方法だから、神経毒性を調べるのは難しいのです。現行の試験に問題があれば安全基準がゆらぎます。さらにこの毒性は、感受性に左右される、つまり受ける影響には人によって差があるのです。自分は大丈夫だからといって、この農薬は安全と思ったら大間違いなのです」

データはメーカーまかせ

問題があるのなら、農林水産省が試験をやり直すべきではないか。

「データは企業からいただいていると農水省の人は言っています。そこには我々のような学術論文は含まれていませんから、そもそも問題意識がないのだと思います。さらにメーカーは、国民の健康を担保する毒性試験のデータを公開していないのです。審査される側に情報をゆだねていることは完全に利益相反になっています。試験に問題があれば、安全性が根本からゆらぐということを真剣に考えるべきです」

神経毒性は目に見えないし、人体に悪影響を及ぼすことがわかったときは、取り返しがつかない。だからEUは「予防原則」という考え方にもとづき、ネオニコ系農薬の使用を厳しく制限しているのだが、日本では今も大量に使われている。そこでリスク管理機関である農水省へ聞いた。長文なので回答を要約する。

――農薬の使用基準はどんなプロセスで決定されるのか。

〈申請者（農薬メーカー）が病害虫に効果があるか、安全性が確保されるか等の試験を行った上で、その農薬の登録を申請し、農水省は関係法令に基づいた科学的な審査をして登録します〉

星教授の指摘したようにデータは農薬メーカーまかせなのだ。もっとも、これは医薬品も同じだから、農薬だけをやり玉にあげるのはフェアではない。問題はそのデータの正確性、中立性をどう検証したかだ。

〈データは、OECD の試験ガイドラインや、試験を行う施設が満たすべき要件に関する国際的な基準（GLP 基準）に従って実施された試験によるものとされており、農林水産省は、試験がこれらのガイドラインや基準に適合して実施されたか等の確認を行っています〉

ガイドラインや基準に準じて試験しているから正確だという。OECD ガイドラインそのものについては、〈OECD 加盟各国による科学的議論の結果整理されたものであり、また科学の進展とともに、必要に応じて更新されている〉と、焦点をぼかした回答だった。

地域で異なる残留基準値

驚いたのは、日本の残留基準値は諸外国よりゆるいのでは、という疑問に対する回答だ。

〈農薬の使用方法は、その国の気候、病害虫の発生状況や栽培実態を踏まえて定められている。同じ農薬で同じ食品であっても、我が国の基準値がアメリカや EU といった他国の基準値より高いものもあれば、低いものもあり、我が国の基準値が一概に緩いと言うことはできません〉

残留基準値は人体への安全性を担保するものだと思っていたが、栽培する場所で変わるというのである。高温多湿で虫や雑草の多い地域に暮らす人間が、そうでない地域の人より農薬への耐性が強いとは限らないと思うのだが。

農水省は、人体への影響も含めて科学的な審査をしているから農薬は安全だ、と繰り返す。しかし海外では農薬の安全性への疑問から、有機栽培が広がっており、この 10 年で栽培面積がほぼ倍増している。

なぜ、世界一、消費者が安全安心にこだわるとも言われる日本で、有機栽培が広がらないのか。さらに探るため、日本でも指折りの農業県である鹿児島の農業現場に向かった。

ノンフィクション作家・奥野修司氏による「ルポ　農家が嘆く『有機栽培』の壁」の全文は、月刊「文藝春秋」2023 年 4 月号と、「文藝春秋 電子版」に掲載されています。

◇<u>小惑星りゅうぐうから有機化合物２種類検出、生命起源の可能性も</u>

＜REUTERS　2023 年 3 月 22 日＞

https://jp.reuters.com/article/space-exploration-asteroid-idJPL6N35T0DT

北海道大学などの研究チームは、探査機はやぶさ２が小惑星りゅうぐうから採取したサンプルから生命に不可欠な２種類の有機化合物が見つかったと２１日付の英科学誌で発表した。

発表によると、検出されたのは遺伝物質のリボ核酸（ＲＮＡ）を構成するウラシルのほか、代謝などを担うビタミンＢの一種であるナイアシン。

北大の大場康弘准教授（宇宙化学）は「われわれの重要な発見は、生物学的に重要なウラシルとナイアシンが地球外環境に実際に存在し、小惑星や隕石の成分として初期の地球に提供された可能性があることだ」とし、これらの物質が地球上の前生物進化に関与し、最初の生命が誕生したのではないかと考えていると述べた。

********** 以上 **********